

次世代産業創造支援事業（エネルギー）の募集について

財団法人石川県産業創出支援機構

財団法人石川県産業創出支援機構では、次世代産業創造支援事業（エネルギー）を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

エネルギー分野への展開に向けた研究開発などの取り組みを対象とします。

具体的には、下記の事業を対象とします。

1. 近い将来の製品化が見込めるエネルギー効率化に資する製品や部材の研究開発を支援
2. 蓄電池製品や部材の製造に関する研究開発を支援
3. 再生可能エネルギーの発電効率向上に資する製品や部材の研究開発を支援

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

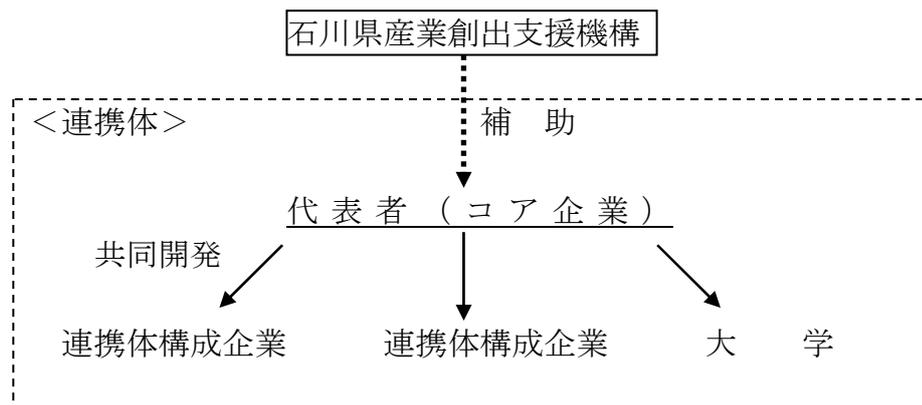
(2) 実施期間

1年以内

年度をまたがる事業の場合は、補助金の交付手続き（申請、実績報告等）は年度ごとに行います。

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業・大学等からなる連携体の代表者（コア企業）に対して補助金を交付します。（他の連携体構成企業等は、基本的に代表者からの委託等により共同開発を実施することとなります。）

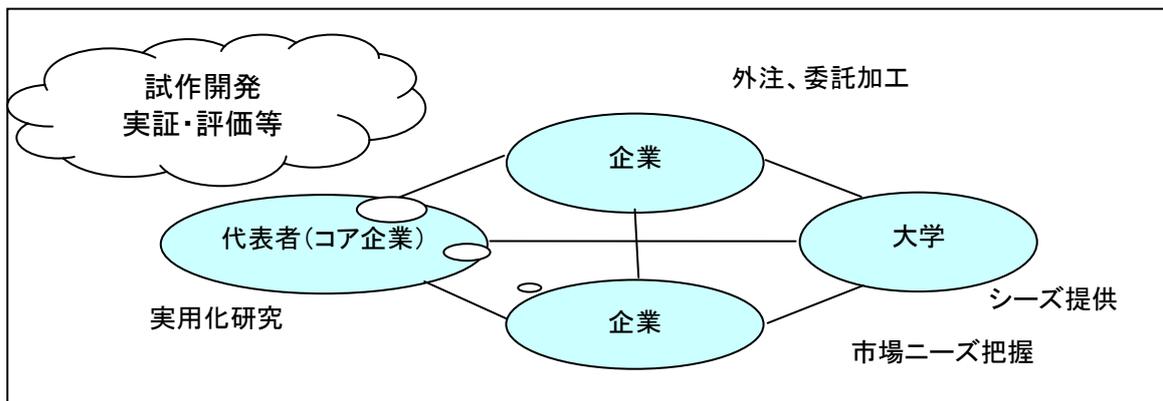


注)「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当するものとします。

- ① 企業と大学等又は企業間によって構成される2者以上の連携であること。
- ② 研究開発、試作開発、品質管理能力向上を目的とした連携であること。
- ③ 連携体は、基本的に研究開発等に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

※ 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。



2 対象者（補助金の交付先）

次に掲げる項目の全てに該当する者とします。

- (1) 石川県内に事業所を有する企業であること。
- (2) 上記「1 対象事業」を主体となって実施する者であること。
- (3) 上記「1 対象事業」の実施を目的とする者又は連携体の代表者として事業全体の管理を行う者であること。

注)「石川県内に事業所を有する企業」とは、次の各項目のいずれかに該当する企業とします。

- ① 県内に本社のある企業。
- ② 県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）。
- ③ 県内に開発部門を有する企業（本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）。

3 補助金額

(1) 金額

補助金額は、

①総事業費^{*}の $\frac{2}{3}$ 以内であって、

②20,000千円以内

とします。

※代表者（コア企業）の補助事業に要する経費だけではなく、連携体構成企業が支出する補助事業に要する経費も含まれます。

(2) 対象となる経費（補助対象経費）

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 直接人件費 | 研究開発に直接関与する者の作業時間に対するもの（原則労務費単価は健保等級に基づいて算定いたします。） |
| 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 |
| 機械装置費 | 機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 |
| 材料・消耗品費 | 材料及び消耗品の購入に要する経費 |
| 外注加工費 | 外注加工に要する経費 |
| 技術指導費 | 連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等 |
| 連携体共同開発費 | 連携体構成企業・大学への共同開発費（委託契約・共同研究契約等） |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費 |

4 採択件数

3件程度を予定しています。

5 手続き

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、「事業計画書（別添様式）」「申請者の決算書（過去2年分）」を提出してください。様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <http://www.isico.or.jp/isico/h24jisedaifund03>

(1) 募集期間

平成24年8月7日（火）から

平成24年9月21日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参、郵便又は宅配便に限ります（FAX、

電子メールでの提出はできません。

(2) 問い合わせ及び提出先

財団法人石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 (担当：井田、中村)

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館

TEL 076-267-6291 FAX 076-268-1322

(3) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法 (予定)

提案案件は、外部専門家により、審査基準による評価採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

事前に提案書の内容に関するヒアリングを実施します。

場合によっては審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。

審査経過に関する問い合わせには応じられません。

採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

②審査基準

●研究開発内容 (技術面) について

ア) 研究開発内容の新規性、独創性又は革新性

研究開発の技術内容が著しく新規性、独創性または革新性に優れていること。

イ) 研究開発目標の妥当性

研究開発目標が適切であること (市場ニーズの課題及び要請を踏まえていること)。

ウ) 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

研究開発目標を達成するために、研究開発課題が明確に抽出されており、研究開発課題の解決方法 (研究項目)、研究開発スケジュール、体制・役割など、研究開発全体が適切であり、整合性が図られていること。

エ) 研究開発予算の妥当性

研究開発予算が研究開発を行う上で妥当であること。

●事業化計画 (事業化面) について

ア) 製品化の見通しの明確性

研究開発の成果による製品の概要 (名称、規格、機能等) が具体的であり、競合製品に比べ价格的・性能的に優れていること。

イ) 想定する市場の現状及び今後、市場ニーズ (川下企業、ターゲット顧客) の妥当性

想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率 (予測) 等が妥当であり、市場ニーズ (川下企業、ターゲット顧客) を反映していること。

ウ) 事業化計画の妥当性

製品の生産、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制の役割分担・スケジュールが明確であること。

エ) 目標を達成するための連携体企業の経営的基礎力

事業化を達成するための、連携体構成企業の資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

●地域経済への効果（地域貢献面）について

産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、当該産業分野における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど地域産業の発展に資する計画であること。

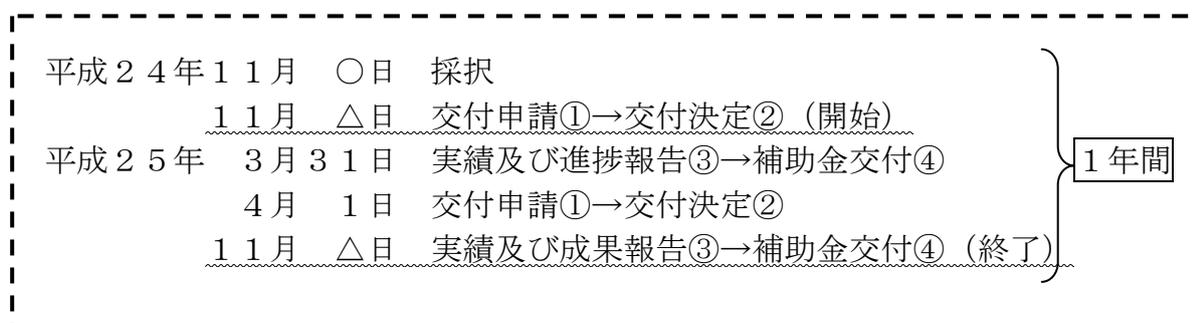
6 スケジュール（予定）

| | 時 期 |
|-------|------------------|
| 募集 | 8月7日（火）～9月21日（金） |
| 審査、採択 | 9月下旬～10月下旬 |
| 事業開始 | 11月（予定） |

（例）「平成24年11月△日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ

事業の実施期間は、平成24年11月△日から平成25年11月△日までの1年間となります。補助金の交付の手続きは、年度ごとに行います。

※<イメージ図>



7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（1）報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

なお、補助金の交付の手続き（①補助金交付申請→②交付決定→（事業実施）→③実績報告→④補助金交付）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を

確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

(2) 変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 事業により取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用（生産設備としての使用を含みます。）は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構の承認を得なければなりません。

(4) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

<研究開発及び実用化研究のイメージ（例）>

研究開発及び実用化研究内容をわかりやすく表現するためには、「研究開発目標」、「研究開発課題」、「研究項目（研究開発の内容）」を明確にし、体系的に整理する必要があります。

つまり、「研究開発目標」を達成するには、どのような「研究開発課題」があり、それら課題をどのように解決していくのか（研究開発の内容＝「研究項目」）、また、大学等のシーズをどのように活用していくか等を体系的に整理することです。

